

告示第 4 3 0 号

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項の規定により、大規模小売店舗に係る変更の届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成 2 4 年 1 0 月 3 日

尾道市長 平 谷 祐 宏

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 フレスタ向島店
所在地 尾道市向島町字九軒島 5 5 8 1 番 1

- 2 変更しようとする事項
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
駐輪場の位置

（変更前）

駐輪場	位置	駐輪台数
1	店舗北東側	4 0 台
合計		4 0 台

（変更後）

駐輪場	位置	駐輪台数
1	店舗北東側	2 0 台
2	店舗北側	2 0 台
合計		4 0 台

- 3 大規模小売店舗の変更をする日
平成 2 4 年 1 0 月 5 日
- 4 変更する理由
顧客利便性の向上のため
- 5 届出年月日
平成 2 4 年 9 月 2 6 日
- 6 届出書等の縦覧場所
尾道市役所産業部商工課（尾道市久保一丁目 1 5 番 1 号）
尾道市向島支所しまおこし課（尾道市向島町 5 5 3 1 番地）
- 7 届出書等の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
 - (1) 期間
平成 2 4 年 1 0 月 3 日から平成 2 5 年 2 月 2 日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。
 - (2) 時間帯
午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで
- 8 意見書の提出
法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者

がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、市に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

- (1) 提出期限
平成25年2月2日
- (2) 提出先
尾道市役所産業部商工課